

産業人材育成センター授業料等減免について

1 申請の時期

(1) 授業料減免

ア 一般減免 前年度2月又は3月のうちセンター所長が定める日及び4月のうちセンター所長が定める日まで。

イ 特別減免 一般減免審査終了後からその学年度末までの間のうち随時。

(2) 入校選考手数料減免 入校願書を提出するとき。

(3) 入校料減免 誓約書を提出するとき。

2 減免決定の時期及び期間

ア 一般減免 年度当初に決定。減免期間は、4月からその学年度末まで。

イ 特別減免 減免の申請があったとき、その都度決定。減免期間は、申請を受け付けた日の属する月からその学年度末まで。

3 減免の範囲 別紙1のとおり

4 提出書類

(1) 授業料等減免申請書

(2) 世帯調査書（入校選考手数料及び入校料の減免の場合は、不要。）

(3) 市町村長が発行する「世帯に係る所得・課税証明書（市町村民税）」（世帯全員のもの）
（入校選考手数料及び入校料の減免の場合は、不要。）

(4) その他必要な書類 別途

5 所得基準額

世帯人員	令和5年分の総所得金額で適用する場合
1人	1,706千円
2人	3,215千円
3人	3,718千円
4人	4,221千円
5人	4,724千円
6人	5,227千円
7人以上	1人増すごとに503千円加える

※ 世帯について

世帯とみなす範囲は、同居・別居を問わず、本人と生計を一にする家族とし、世帯人員の認定は次のとおりとする。

ア 同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯人員とする。

イ 修学又は病気療養等のため一時的に別居している者や、主として扶養している別居の祖父母は、同一世帯員とみなす。

ウ 別居独立している兄弟姉妹は、同一世帯員としない。

※ 総所得額は、給与所得者は給与所得控除後の金額、事業所得者は総収入額から必要経費を控除した金額をいいます。

※そのほか、詳しい情報は各校にお問い合わせください。

倉吉校 総務担当 電話 0858-26-2247 (代表)

米子校 総務担当 電話 0859-24-0371 (代表)

別紙 1

授業料等	減免事由	内 容	減免の範囲	
授業料	1 火災、風水害等の非常災害により授業料の納付が困難であると認められる者。	(1) 居住する家屋が全壊し、若しくは半壊し、又は全焼し、若しくは半焼したとき。	全額免除	
		(2) (1)に該当しないとき。	半額免除	
	2 保護者又は成年に達した生徒を扶養している者(生徒と生計を一にする者に限る。)(以下「保護者等」という。)の疾病、障害又は死亡により授業料の納付が困難であると認められる者。	(1) 両親が死亡したとき、又は死亡しているとき。	全額免除	
		(2) 医療費等に多大な負担を必要とする疾病、障害を有する保護者等又は死亡した保護者等(以下「療養中の保護者等」という。)以外の保護者等が地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に規定する市町村民税が課税されていない者(以下「非課税者」という。))又は均等割のみ課税されている者(以下「均等割のみ課税者」という。)であるとき。	全額免除	
		(3) 総所得額から療養中の保護者等の所得を差し引いた金額が基準額に達しないとき。	半額免除	
	3 1の項及び2の項に規定するもののほか、家計が困窮し、授業料の納付が困難であると認められる者。	(1) 両親ともいない(死亡の場合を除く。))。	全額免除	
		(2) 本人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項に規定する生活扶助、教育扶助、住宅扶助又は医療扶助のいずれかの適用を受けている世帯に属しているとき。	全額免除	
		(3) 本人及び保護者等のいずれもが、非課税者であるとき。	全額免除	
		(4) 本人及び、保護者等のいずれもが、非課税者又は均等割のみ課税者であるとき(3)に該当する場合を除く。))。	ア (5)から(7)に該当するとき。	全額免除
			イ アに該当しないとき。	半額免除
(5) 事業の倒産、失業、離婚等により、保護者等(主たる家計支持者に限る。))が収入を得られなかったとき(失業にあつては、転職のための退職又は定年による退職の場合を除く。))。		総所得額から当該保護者等の所得額を差し引いた金額が、基準額に達しないとき。	半額免除	
(6) 事業の倒産、失業、離婚等により、本人が収入を得られなかったとき(失業にあつては、転職のための退職又は定年による退職の場合を除く。))。		総所得額から本人の所得額を差し引いた金額が、基準額に達しないとき。	半額免除	
(7) 本人と同一生計に属する者が疾病、傷害等により多大の経費を必要とするため著しく生活が困窮しているとき。		総所得額から医療費の額(健康保険等で支給される療養費等及び生命保険契約等で支給される入院費給付金を控除した額をいう。))を差し引いた金額が基準額に達しないとき。	半額免除	
(8) 学卒者訓練を受ける、中卒者又は高等学校等中退者で、経済的負担を軽減する必要があるとき。	本人と同一生計に属する者の、その年度(証明書交付時期より前の申請の場合はその前年度)分の市町村民税所得割の額(以下「所得割額」という。))を合計した額(以下「総所得割額」という。))が304,200円に満たないとき。	全額免除		
(9) 上記(1)から(8)以外。	総所得額が基準額に達しないとき。	半額免除		
入校選考手数料及び入校料	火災、風水害等の非常災害により入校選考手数料及び入校料の納付が困難であると認められる者。	居住する家屋が全壊し、若しくは半壊し、又は全焼し、若しくは半焼したとき。 また、自然災害の発生時期は、当該減免事由に該当した日から1年以内であること。	全額免除	

(備考)

- (1) 授業料の1の項又は入校選考手数料及び入校料の項に該当する家屋は持家とする(住宅及び店舗等を含み借家は除く。))。
- (2) 授業料の1の項に該当する家屋以外に対象となる資産には、田畑及び果樹園等を含めることとする(ただし、農家等であつて当該田畑及び果樹園等により主たる収入を得ている場合に限り。))。
- (3) 授業料の3の項(8)に該当する高等学校等は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年3月31日法律第18号)第2条各号に定めるものをいう。